

青森県報

号外第二十四号

平成二十五年
三月二十七日
(水曜日)

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十一号

青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

青森県環境影響評価条例施行規則（平成十二年六月青森県規則第百六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十五条の二」に、「第五十六条」を「第五十六条の二」に、「第六十九条」を「第六十九条の二」に改める。

第十条中「第七条第一項」を「第七条」に改める。

第十一条の見出し中「方法書」を「方法書等」に改め、同条中「第七条第一項」を「第七条」に改め、「方法書」の下に「及び要約書」を加える。

第十二条中「第七条第一項」を「第七条」に改め、同条第五号中「方法書」の下に「及びこれを要約した書類」を加え、同条の次に次の六条を加える。

（方法書等の公表）

第十二条の二 条例第七条の規定による方法書及び要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。

一 事業者のウェブサイトへの掲載

二 県のウェブサイトへの掲載

三 関係市町村の協力を得て、当該市町村のウェブサイトに掲載すること。

（方法書説明会の開催）

第十二条の三 条例第七条の二第一項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定め、条例第六条に規定する対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催しなければならない。

（方法書説明会の開催の公告）

第十二条の四 第十条の規定は、条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。

2 条例第七条の二第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行わな

目次

規則

青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	（環境政策課）	一
青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則	（健康福祉政策課）	五
青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	（こどもみらい課）	五
青森県母子保健法施行細則の一部を改正する規則	（同）	六
青森県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則	（障害福祉課）	六
青森県営住宅規則の一部を改正する規則	（建築住宅課）	八
青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則	（同）	九
職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令	（人事課）	九
告示		
青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱の一部を改正する要綱	（環境政策課）	一〇
青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例別表第一号及び第二号の知事が定める者	（建築住宅課）	一〇

規

則

青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

ばならない。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業実施区域

四 条例第六条に規定する対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

五 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

（方法書説明会の開催状況の報告等）

第十二条の五 条例第七条の二第四項の規定による方法書説明会の開催状況の知事への報告及び同条第二項に規定する市町村への通知は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一 方法書説明会を開催した日時及び場所

二 方法書説明会に参加した者の数

三 方法書説明会に参加した者から述べられた意見の概要

（責めに帰することができない事由）

第十二条の六 条例第七条の二第五項に規定する事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。

二 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによつて方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

（方法書説明会を開催しない旨の報告等）

第十二条の七 条例第七条の二第六項の規定による方法書説明会を開催しない旨の知事への報告及び同条第二項に規定する市町村への通知は、その理由とともに行わなければならない。

第十六条中「第十六条第一項」を「第十六条」に改める。

第十七条の見出し中「準備書」を「準備書等」に改め、同条中「第十六条第一項」を「第十六条」に改める。

第十八条中「第十六条第一項」を「第十六条」に改め、同条第五号中「準備書」の下に「及びこれを要約した書類」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（準備書等の公表）

第十八条の二 第十二条の二の規定は、条例第十六条の規定による公表について準用する。この場合において、第十二条の二中「方法書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。

第十九条を次のように改める。

（準備書説明会の開催）

第十九条 第十二条の三の規定は、条例第十七条第一項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第十二条の三中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「条例第六条に規定する対象事業に係る環境影響を受ける範囲」と認められる地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

第二十条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第一項中「第十条の下に」及び第十二条の四第二項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十二条の四第二項第四号中「条例第六条に規定する対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と、同項第五号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第二十條第二項を削る。

第二十一條を次のように改める。

（準備書説明会の開催状況の報告等）

第二十一条 第十二条の五の規定は、条例第十七条第四項の規定による報告及び通知について準用する。この場合において、第十二条の五中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「同条第二項に規定する市町村」とあるのは「関係市町村」と読み替えるものとする。

第二十二條各号中「説明会」を「準備書説明会」に改める。

第二十三條及び第二十四條を次のように改める。

第二十三條 削除

（準備書説明会を開催しない旨の報告等）

第二十四條 第十二条の七の規定は、条例第十七条第六項の規定による報告及び通知について準用する。この場合において、第十二条の七中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「同条第二項に規定する市町村」とあるのは「関係市町村」と読み替えるものとする。

第二十六條、第二十八條、第三十七條及び第三十九條第三項中「説明会」を「準備書説明会」に改める。

第四十三条中「第二十六条第一項」を「第二十六条」に改める。

第四十四条の見出し中「評価書」を「評価書等」に改め、同条中「第二十六条第一項」を「第二十六条」に改め、「方法書」の下に「及び要約書」を、「評価書」の下に「及び要約書並びに条例第二十四条第一項に規定する書面の写し」を加える。

第四十五条中「第二十六条第一項」を「第二十六条」に改め、同条第五号中「評価書」の下に「及びこれを要約した書類並びに条例第二十四条第一項に規定する書面の写し」を加え、第四章第二節中同条の次に次の一条を加える。
(評価書等の公表)

第四十五条の二 第十二条の二の規定は、条例第二十六条の規定による公表について準用する。この場合において、第十二条の二中「方法書及び要約書」とあるのは、「評価書及び要約書並びに条例第二十四条第一項に規定する書面の写し」と読み替えるものとする。

第五十五条中「方法書」の下に「及び要約書」を加える。

第七章中第五十六条の次に次の一条を加える。
(事後調査等報告書の公表)

第五十六条の二 第十二条の二の規定は、条例第三十六条第二項の規定による公表について準用する。この場合において、第十二条の二中「方法書及び要約書」とあるのは、「事後調査等報告書」と読み替えるものとする。

第五十八条の表中「第七条」の下に、「第七条の二第一項から第六項まで」を加える。

第五十九条中「第十六条第一項又は第二十六条第一項」を「第十六条又は第二十六条」に改める。

第六十条中「第二十六条第一項」を「第二十六条」に改める。

第六十一条第一項中「第七条第一項」を「第七条」に改め、同条第三項中「第七条第一項」を「第七条」に、「第十六条第一項」を「第十六条」に改め、同条第五項中「第十六条第一項」を「第十六条」に、「第二十六条第一項」を「第二十六条」に、「同項」を「同条」に改める。

第六十二条中「説明会」を「方法書説明会及び準備書説明会」に改める。

第六十三条の表中「第七条第一項」を「第七条」に、

第十三条 条例第八条第一項 第五十八条の規定により読み替えて適用される条例第八条第一項 を

第十三条 第一項	条例第八条第一項	第五十八条の規定により読み替えて適用される条例第八条第一項
第十二条 の二	条例第七条	第五十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条
第十二条 の三	事業者 条例第七条の二第二項 条例第六条に規定する対象事業	都市計画決定権者 第五十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第二項 第五十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条に規定する都市計画対象事業
第十二条 の四	事業者 条例第七条の二第二項	都市計画決定権者 第五十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第二項
第十二条 の五	対象事業の 対象事業実施区域 条例第六條に規定する対象事業	都市計画決定権者の名称 都市計画決定権者の名称 都市計画対象事業の 都市計画決定権者の名称 第五十八条の規定により読み替えて適用される条例第六條に規定する都市計画対象事業
第十二条 の六	事業者 条例第七条の二第二項	都市計画決定権者 第五十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第二項 第五十八条の規定により読み替えて適用される条例第七條の二第五項
第十二条 の七	事業者 条例第七条の二第六項 同条第二項	都市計画決定権者 第五十八条の規定により読み替えて適用される条例第七條の二第六項 第五十八条の規定により読み替えて適用される条例第七條の二第二項

に、

青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十二号

青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

青森県生活保護法施行細則（平成七年三月青森県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）」を「生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）及び青森県生活保護法の保護施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十五年三月青森県条例第九号）」に改める。

第三号様式の別表中「自立支援」を「総合支援」に改める。

- 「シ」 夜間対応型訪問介護
 - ス 認知症対応型通所介護
 - セ 小規模多機能型居宅介護
 - ソ 認知症対応型共同生活介護
 - タ 地域密着型特定施設入居者生活介護

「シ」 定期巡回・臨時対応型訪問介護看護

- ス 夜間対応型訪問介護
- セ 認知症対応型通所介護
- ソ 小規模多機能型居宅介護
- タ 認知症対応型共同生活介護
- チ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- リ 複合型サービス
- ハ 「感染・自立支援」を「感染・総合支援」に改める。

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 改正前の青森県生活保護法施行細則第三号様式の規定により調製した医療扶助決定調書用紙及び同規則第四号様式の規定により調製した介護扶助決定調書用紙

で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十三号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第四十四号）」を「青森県児童福祉法施行条例（平成二十五年三月青森県条例第十三号）」に改める。

- 第五条中「第三条第一項」を「第九条第一項」に改める。
- 第八条中「第四条第一項」を「第十条第一項」に改める。
- 第十条中「第四条第三項」を「第十条第三項」に改める。
- 第二十条第一項中「第五条第一項」を「第十一条第一項」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第二項中「第五条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第六項中「第二十七条の二第一項」を「第二十七条の二」に、「第二十七条の十一第一項」を「第二十七条の十三第一項」に改め、同条第七項中「第五条第一項」を「第十一条第一項」に改める。
- 第二十一条中「第六条」を「第十二条」に、「第四条第三項」を「第十条第三項」に改める。

別表第三の備考一のうち「第五条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同備考四の三中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第七号様式中「青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第四十四号）第3条第1項（第5条第1項）を「青森県児童福祉法施行条例（平成二十五年三月青森県条例第13号）第9条第1項（第11条第1項）」に改める。第八号様式中「青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例第3条第1項（第4条第1項、第5条第1項）」を「青森県児童福祉法施行条例第9条第1項（第10条

第1項、第11条第1項」に改める。

第十一号様式中「青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例（平成12年3月青森県条例第44号）第4条第1項」を「青森県児童福祉法施行条例（平成25年3月青森県条例第13号）第10条第1項」に改める。

第十二号様式中「青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例（平成12年3月青森県条例第44号）第4条第3項」を「青森県児童福祉法施行条例（平成25年3月青森県条例第13号）第10条第3項」に改める。

第二十四号様式中「青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例第6条」を「青森県児童福祉法施行条例第12条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二十条第六項の改正規定は、公布の日から施行する。

青森県母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十四号

青森県母子保健法施行細則の一部を改正する規則

青森県母子保健法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「法」といつ。」を削り、「母子保健法施行規則」を「及び母子保健法施行規則」に改め、「以下「省令」といつ。」及び青森県養育医療費用徴収条例（平成十二年三月青森県条例第四十五号。以下「条例」といつ。」を削る。

第二条から第六条までを削る。

第七条中「省令」を「母子保健法施行規則」に、「第十二号様式」を「別記様式」に改め、同条を第一条とする。

第八条から第十一条までを削る。

別表を削る。

第一号様式から第十一号様式までを削る。

第十二号様式中「第7条」を「第2条」に改め、同様式を別記様式とする。
第十三号様式から第十五号様式までを削る。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十五号

青森県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

青森県障害者自立支援法施行細則（平成十八年三月青森県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（）」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「及び障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改め、「省令」といつ。」の下に「」及び青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十五年三月青森県条例第十四号）を加える。
第七条第二項中「第四十三条の四第一項」を「第四十三条の七第一項」に改める。
第一号様式中「精神障害者・障害児」を「受診者」に、

身体障害者手帳の番号	精神障害者保健福祉手帳の番号	健康保険者番号	申請の区分	新規	再認定	変更
希望する自立支援医療の種類	精神通院医療	精神通院医療	申請の区分	新規	再認定	変更

精神障害者保健福祉手帳の番号	申請の区分	新規	再認定	変更
----------------	-------	----	-----	----

に、

を

施行規則」に於て、同(ニ)の(三)の(ロ)中「指定居宅サービス事業者」の次に「若しくは指定介護予防サービス事業者」を、「所在地」の次に「並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」を、同(ニ)の(四)中「居宅サービス事業を行う事業所」の次に「若しくは介護予防サービス事業を行う事業所」を、同(ニ)の(五)中「居宅サービス事業を行う事業所」の次に「若しくは介護予防サービス事業を行う事業所」を、同(ニ)の(六)中「若しくは指定老人訪問看護」を、同(ニ)の(七)中「指定居宅サービス」の次に「若しくは介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス」を、同(ニ)の(八)中「若しくは」を

- 「4 担当しようとする自立支援医療の種類
- 「4 担当しようとする自立支援医療の種類
- 5 役員の氏名、生年月日及び住所

(添付書類)
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号(同項第1号から第3号まで及び第7号を除く。)に該当しないことを誓約する書面

の。

第十二号 障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、

第十三号 障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、

第十四号 障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、

第十五号 障害者自立支援法施行令第43条の4第1項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の7第1項」に改め、

第十六号 障害者自立支援法施行令第43条の4第2項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の7第2項」に改め、

規 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十六号

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第二野木和団地の項中「二千二百円」を「千九百円」に、「二千円」を「千八百円」に改め、同表幸畑団地の項中「二千二百円」を「二千円」に、「千円」を「八百円」に、「二千円」を「千九百円」に、「千九百円」を「千八百円」に、「千八百円」を「千七百円」に改め、同表桜川団地の項中「三千二百円」を「二千八百円」に、「三千六百円」を「三千三百円」に、「三千五百円」を「二千二百円」に改め、同表小柳団地の項中「三千二百円」を「二千七百円」に、「三千円」を「二千六百円」に改め、同表平和台団地の項中「千九百円」を「千七百円」に、「

「千八百円」を「千七百円」に改め、同表浜館団地の項中「二千九百円」を「二千七百円」に改め、

「二千四百円」に改め、同表南桜川団地の項中「三千三百円」を「三千五百円」に改め、

同表上山団地の項中

一千二百円	千九百円
一千円	千八百円
一千二百円	二千円
一千円	二千円
千九百円	千九百円
千九百円	千八百円

に改め、同表ペイ

一千七百円	一千五百円
一千七百円	一千四百円

サイド柳川の項中

一千七百円	一千五百円
一千七百円	一千四百円

に、「二千六百円」

を「二千四百円」に改め、同表城西団地の項中「二千三百円」を「二千二百円」に改め、同表小沢団地の項中「千九百円」を「千七百円」に改め、同表小沢第二団地の項中「千八百円」を「千六百円」に改め、同表城東団地の項中「二千二百円」を「二千円」に改め、同表浜の町団地の項中「千八百円」を「千七百円」に改め、同表宮園団地の項中「二千三百円」を「二千二百円」に改め、同表宮園第二団地の項中「二千五百円」を「二千三百円」に改め、同表宮園第三団地の項中「二千三百円」を「二千二百円」に改め、同表茂森団地の項中「千九百円」を「千七百円」に改め、同表旭ヶ丘団地の項中「二千三百円」を「二千二百円」に、「二千二百円」を「二千円」に改め、同表多賀台団地の項中「千八百円」を「千七百円」に改め、同表白銀台団地の項中「千九百円」を「千七百円」に改め、同表是川団地の項中

千八百円
千七百円
千八百円
千八百円

千七百円
千六百円
千七百円
千六百円

に改め、同表河原木団地の項中「二千

六百円」を「二千三百円」に、「千七百円」を「二千四百円」に改め、同表岬台団地の項中「千九百円」を「千七百円」に改め、同表白山台団地の項中「二千三百円」を「二千円」に改め、同表ちとせ団地の項、松島団地の項及び広田団地の項中「千六百円」を「千五百円」に改め、同表上平団地の項中「千四百円」を「千三百円」に改め、同表桜町団地の項中「二千三百円」を「二千円」に改め、同表中央団地の項中「千七百円」を「千六百円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十七号

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則

青森県特定公共賃貸住宅規則（平成九年七月青森県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二幸畑団地の項中「二千二百円」を「二千円」に、「千円」を「八百円」に改め、同表南桜川団地の項中「二千三百円」を「二千円」に改め、同表小沢団地の項中「千九百円」を「千七百円」に改め、同表中央団地の項中「千七百円」を「千六百円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「五、八八〇円」を「五、八〇〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、一四〇円」に、「五、七二〇円」を「五、六〇〇円」に、「二、三九〇円」を「二、三六〇円」に改める。

附 則

1 この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 改正後の職員の日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第二百五十五号

青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱の一部を改正する要綱

青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱（平成二十二年一月青森県告示第百十一号）の一部を次のように改正する。

第三第一項中「第二十六条第一項」を「第二十六条」に改める。

附 則

この要綱は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県告示第二百五十六号

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例（平成二十五年三月青森県条例第十六号）別表第一号及び第二号の知事が定める者は、次に掲げる者とする。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六條第一項に規定する登録建築物調査機関

二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一

項に規定する登録住宅性能評価機関（複合建築物（住宅の用途に供する部分及び住宅の用途以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。）又は非住宅建築物（住

宅の用途以外の用途のみに供する建築物をいう。）に係る都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定又は同法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定を受けよつとする場合を除く。）

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭